

還付通知書

あなたが納められました市税が下記のとおり納めすぎになりましたのでお返しいたします。

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定に該当する場合には、同条各号に規定する日まで）に、町田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
2 前記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。（2）処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〒194-8520

東京都町田市森野2丁目2番22

町田 太郎

様

令和 3年 3月 5日

東京都町田市長

石坂 丈一

通知書番号

納めすぎた額	還付加算金	お返しする額
(A) 円	(B) 円	(A)+(B) 円
8,000	0	8,000

<過誤納金の内訳>

税目	年度	年度分	通知書番号	管理番号			
市・都民税（普通徴収）	R02	R02	〇〇〇〇〇〇〇〇	LA20-〇〇〇〇〇〇			
還付理由 納めすぎによる							
期・月 区分	納付年月日	納付済額 ①		納付すべき額 ②		納めすぎた額 ①-②	
		本税	延滞金	本税	延滞金	本税	延滞金
04	R 3. 2. 1	16,000	0	8,000	0	8,000	0
小計						8,000	0
合計						(A)	8,000円

- ・納付年月日は、その期（月）の最新のものです。
- ・還付加算金は地方税法第17条の4及び本法附則第3条の2により算出したものです。

還付金の受け取りは口座振り込みでお願いいたします。
下記の振込依頼書に必要事項をご記入の上、切り取って同封の返信用封筒にて至急返送してください。当市よりご指定の口座に振り込みます。振込依頼書が到着してから入金まで3週間ぐらいかかります。入金は、通帳を記帳の上ご確認ください。
なお、ゆうちょ銀行の口座は、振込用の受取口座をご記入ください。

問い合わせ先
町田市役所納税課
042-724-2121

切り取り

市税過誤納還付金振込依頼書

*ご本人以外の口座に振り込む場合は、委任状欄に記入してください。右の納税義務者ご本人の署名です。

町田 太郎 様

委任状	
私は、右の口座名義人に過誤納還付金の受領に関する権限を委任します。	
住所	
氏名	印

電話番号を必ずご記入ください。		
TEL	-	-

管理番号 LA20-〇〇〇〇〇〇

納税義務者死亡の場合の申立書	
（※承継人の方は、必ず記入押印してください。また、納税義務者死亡の場合は委任状の記入は必要ありません。）	
納税義務者に関する還付金の受領について、私の責任において受領することを申し出いたします。本還付金受領に関する件について、貴市には一切ご迷惑をおかけいたしません。なお、本還付金を返戻することとなった場合には、私の責任において即時返戻いたします。	
住所	年 月 日
氏名	納税義務者 印 との関係

振込 口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名	店番	支店 出張所
	種別 (○で囲む)	普通 当座	貯蓄 納準	口座番号	
フリガナ					
口座名義人	氏名				